

選択式トレーニング問題集の使い方

1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる **改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての **難易度** を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。(なお、長文の問題については一部構成が異なります。)
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収載(過去本試験問題を除く)。条文読みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成26年から令和5年までの過去本試験問題を収載。本試験における合格基準点も掲載。(一部、当時のまま出題している問題や改正により改題させていただいた問題もあります。)

2 仕様

〔1〕 出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。
※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。
科目別講義テキストのみの販売はしていません。

〔2〕 形式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。(一部除く。)
また、過去本試験問題においては合格基準点を掲載。
※ **合格基準点** …本試験における合格基準点を表しています。

3 表示の意味

左 問題(左)ページ

- 改正項目**：問題文見出しの右横に「改正」が付いているものは、改正箇所であることを示しています。
- 難易度ランク**：難易度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難易度が高い順に、**A・B・C**とランク付けしています。
 - 難易度 A** …選択式問題の対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題
 - 難易度 B** …**難易度 A** ランクの問題と、**難易度 C** ランクの問題が混在した問題
 - 難易度 C** …択一式問題の対策として学習をしておけば、解答しやすい問題
- Check 欄**：Check 欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご利用下さい。
- 選択肢**：5 空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

<p>第1章 雇用保険法</p> <p>問題1 目的 A</p> <p>3 Check欄 A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/></p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が A した場合及び労働者について B となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、A の予防、雇用状態の是正及び D、労働者の能力の開発及び向上その他 E を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p> <p>4 選択肢</p> <table border="1"> <tr> <td>① 完全雇用の達成</td> <td>⑪ キャリアコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>② 教育訓練</td> <td>⑫ 均等な待遇の確保</td> </tr> <tr> <td>③ 経済の健全な発展</td> <td>⑬ 公共職業訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用機会の増大</td> <td>⑭ 雇用条件の向上</td> </tr> <tr> <td>⑤ 雇用の継続が図れる</td> <td>⑮ 雇用の需要と供給の不均衡</td> </tr> <tr> <td>⑥ 再就職</td> <td>⑯ 研修</td> </tr> <tr> <td>⑦ 失業</td> <td>⑰ 就業の機会が縮小</td> </tr> <tr> <td>⑧ 職業指導</td> <td>⑱ 職業生活上の環境の整備改善</td> </tr> <tr> <td>⑨ 職業能力の開発が困難</td> <td>⑲ 退職</td> </tr> <tr> <td>⑩ 雇</td> <td>⑳ 労働者の雇後の進</td> </tr> </table>	① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング	② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保	③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練	④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上	⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡	⑥ 再就職	⑯ 研修	⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小	⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善	⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職	⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進	<p>第1章 雇用保険法</p> <p>解答</p> <p>A ⑤ 失業 (法1条) B ⑥ 雇用の継続が困難 (法1条) C ⑧ 教育訓練 (法1条) D ④ 雇用機会の増大 (法1条) E ⑩ 労働者の雇後の増進 (法1条)</p> <p>5 完成文</p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の雇後の増進を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p>
① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング																				
② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保																				
③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練																				
④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上																				
⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡																				
⑥ 再就職	⑯ 研修																				
⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小																				
⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善																				
⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職																				
⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進																				

右 問題(右)ページ

- 完成文**：問題文の空欄に解答語句を当てはめた文章です。空欄箇所以外の重要な語句も確認することができます。

4 よくある質問

〔1〕 択一式対策の学習と選択式対策の学習はどちらが重要？

まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

〔2〕 全ての問題を解いている時間がない…

難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、**難易度 A・B・C**の順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧ください。

〔3〕 問題の解答方法

選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、5つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には4個に絞ることができます。この正解肢候補の4個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。A～Eの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

CONTENTS

改正 は、改正箇所の問題です。

難易度 A・B・C は、問題の難易度ランクです。

第1章 社会保険に関する一般常識

	難易度	
問題1 国民健康保険法(1)	A	2
問題2 国民健康保険法(2)	A	4
問題3 国民健康保険法(3)	B	8
問題4 国民健康保険法(4)	B	12
問題5 国民健康保険法(5)	B	14
問題6 国民健康保険法(6)	B	16
問題7 国民健康保険法(7)	改正 A	20
問題8 国民健康保険法(8)	B	24
問題9 高齢者医療確保法(1)	B	28
問題10 高齢者医療確保法(2)	改正 B	30
問題11 高齢者医療確保法(3)	A	34
問題12 高齢者医療確保法(4)	C	36
問題13 高齢者医療確保法(5)	A	38
問題14 高齢者医療確保法(6)	改正 A	40
問題15 介護保険法(1)	A	44
問題16 介護保険法(2)	B	48
問題17 介護保険法(3)	B	50
問題18 介護保険法(4)	B	54
問題19 介護保険法(5)	A	58
問題20 介護保険法(6)	B	62

問題21	介護保険法(7)	B	66
問題22	介護保険法(8)	A	68
問題23	船員保険法(1)	A	70
問題24	船員保険法(2)	B	72
問題25	船員保険法(3)	B	76
問題26	児童手当法(1)	A	78
問題27	児童手当法(2)	B	82
問題28	児童手当法(3)	A	86
問題29	社会保険労務士法(1)	A	88
問題30	社会保険労務士法(2)	B	90
問題31	社会保険労務士法(3)	B	94
問題32	社会保険労務士法(4)	B	98
問題33	社会保険労務士法(5)	B	102
問題34	社会保険労務士法(6)	A	106
問題35	確定給付企業年金法(1)	A	110
問題36	確定給付企業年金法(2)	B	112
問題37	確定給付企業年金法(3)	B	116
問題38	確定給付企業年金法(4)	B	120
問題39	確定拠出年金法(1)	A	124
問題40	確定拠出年金法(2)	B	126
問題41	確定拠出年金法(3)	B	128
問題42	確定拠出年金法(4)	B	132
問題43	確定拠出年金法(5)	B	134

第2章 社会保険に関する一般常識(過去本試験問題)

難易度

問題 1	平成26年	B	140
問題 2	平成27年	A	144
問題 3	平成28年	B	148
問題 4	平成29年	B	152
問題 5	平成30年(改題)	A	156
問題 6	令和元年(改題)	A	160
問題 7	令和 2 年	A	164
問題 8	令和 3 年(改題)	A	168
問題 9	令和 4 年	A	172
問題 10	令和 5 年	C	176

第1章

社会保険に関する 一般常識

問題 1 国民健康保険法(1)

難易度 **A**

Check欄 **A** **B** **C** **D** **E**

- 1 国民健康保険法は、国民健康保険事業の な運営を確保し、
もって の向上に寄与することを目的とする。
- 2 国民健康保険は、被保険者の に関して必要な保険給付を行う
ものとする。
- 3 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)とともに、国民
健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。
- 4 国は、国民健康保険事業の運営が に行われるよう必要な各般
の措置を講ずるとともに、上記1の目的の達成に資するため、保健、医療
及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。
- 5 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な
実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険
事業の な運営について な役割を果たすものとする。
- 6 市町村は、被保険者の に関する事項、国民健康保険の保険料
(国民健康保険税を含む。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険
事業を適切に実施するものとする。

選択肢

- | | | |
|-----------------|----------------|-------|
| ① 意欲的 | ② 円滑 | ③ 革新的 |
| ④ 規範的 | ⑤ 健全 | ⑥ 公的 |
| ⑦ 国民の保健医療 | ⑧ 国民福祉 | |
| ⑨ 資格の取得及び喪失 | ⑩ 疾病、障害、出産又は死亡 | |
| ⑪ 疾病、負傷、出産又は死亡 | ⑫ 疾病、負傷又は出産 | |
| ⑬ 疾病又は負傷 | ⑭ 社会保障及び国民保健 | |
| ⑮ 生活の安定 | ⑯ 中心的 | ⑰ 賃金 |
| ⑱ 副次的 | ⑲ 不服申立て | |
| ⑳ 療養の給付に係る一部負担金 | | |

解答

- A ⑤ 健全 (法1条、4条)
- B ⑭ 社会保障及び国民保健 (法1条)
- C ⑪ 疾病、負傷、出産又は死亡 (法2条)
- D ⑯ 中心的 (法4条)
- E ⑨ 資格の取得及び喪失 (法4条)

完成文

- 1 国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。
- 2 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。
- 3 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)とともに、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。
- 4 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、上記1の目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。
- 5 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。
- 6 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(国民健康保険税を含む。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

問題2 国民健康保険法(2)

難易度 **A**

Check欄 A B C D E

- 1 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、 を設けなければならない。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、 の徴収、 の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する を置く。
- 3 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、 その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する を置く。

選択肢

A	<ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険審査会 ② 国民健康保険診療報酬審査委員会 ③ 国民健康保険団体連合会 ④ それぞれ特別会計
B	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護納付金 ② 国民健康保険事業費納付金 ③ 国民健康保険保険給付費用 ④ 財政安定化基金拠出金
C	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療費適正化計画 ② 国民健康保険事業計画 ③ 財政健全化計画 ④ 都道府県国民健康保険運営方針
D	<ul style="list-style-type: none"> ① 協議会 ② 支部 ③ 審議会 ④ 審査会
E	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村標準保険料率の算定、保険料の徴収 ② 保険給付、交付金の交付 ③ 保険給付、保険料の徴収 ④ 保険料の徴収、交付金の交付

解 答

- A ④ それぞれ特別会計 (法10条)
- B ② 国民健康保険事業費納付金 (法11条)
- C ④ 都道府県国民健康保険運営方針 (法11条)
- D ① 協議会 (法11条)
- E ③ 保険給付、保険料の徴収 (法11条)

完成文

- 1 **都道府県及び市町村**は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、国民健康保険事業費納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、保険給付、保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

問題3 国民健康保険法(3)

難易度 B

Check欄 A B C D E

- 市町村は、保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から A が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。
- 上記1の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。
- 上記2の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る B を交付するが、その世帯に属する被保険者の一部が C であるときは、当該 B 及びその者に係る被保険者証(有効期間を D とする。)を交付する。
- 市町村及び国民健康保険組合は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から E が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。
- 市町村及び国民健康保険組合は、 B の交付を受けている世帯主又は組合員であって、上記4の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

選択肢

- ① 1か月
- ② 1年6か月
- ③ 1年間
- ④ 2か月
- ⑤ 2年6か月
- ⑥ 2年間
- ⑦ 3か月
- ⑧ 3年間
- ⑨ 4か月
- ⑩ 5年間
- ⑪ 6か月
- ⑫ 10年間
- ⑬ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ⑭ 15歳未満の者
- ⑮ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ⑯ 18歳未満の者
- ⑰ 医療保険手帳
- ⑱ 受給資格者証
- ⑲ 特別被保険者証
- ⑳ 被保険者資格証明書

解 答

- A ③ 1年間 (則5条の6)
- B ⑳ 被保険者資格証明書 (法9条、63条の2)
- C ⑮ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(法9条)
- D ⑪ 6か月 (法9条)
- E ② 1年6か月 (則32条の2)

完成文

- 1 市町村は、保険料を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。
- 2 上記1の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。
- 3 上記2の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を交付するが、その世帯に属する被保険者の一部が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証(有効期間を6か月とする。)を交付する。
- 4 市町村及び国民健康保険組合は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6か月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。
- 5 市町村及び国民健康保険組合は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であって、上記4の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。